

既に大学生年代で令和7年3月に卒業するこどもがいる場合

手当額イメージ (例)

令和7年3月分 (受給者が養育・監護しているこどもが3人の場合)

(第1子)



(第2子)



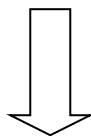
(第3子)



専門学生2年 (手当額 **0円**) + 高校1年 (10,000円) + 小学2年 (**30,000円**)

監護申立の申請がない場合・・・

令和7年4月分 (令和7年6月支払) から



(第1子)

カウント
対象外



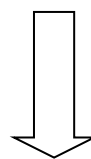
(第2子)



社会人 (手当額 **0円**) + 高校2年 (10,000円) + 小学3年 (**10,000円**)

監護申立書を申請すると・・・

令和7年4月分 (令和7年6月支払) から



(第1子)



(第2子)



(第3子)



社会人 (手当額 **0円**) + 高校2年 (10,000円) + 小学3年 (**30,000円**)

大学生年代になると、手当は支給対象外となりますが、「監護申立書」を提出した場合に第1子としてカウントされるため、高校生年代以下 (第3子) の手当額が変更されます。